

# 指定短期入所生活介護事業運営規程

## 第1章 総 則

(目 的)

第 1条 この規程は、社会福祉法人聖母の騎士会が設置経営する指定短期入所生活介護の運営及び利用について必要な事項を定め事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第 2条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

3 事業を運営するに当たって、地域との結び付きを重視し、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

## 第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分)

第 3条 指定短期入所生活介護の遂行ために次の職員を置く。

一 管理者	1名以上
二 生活相談員	1名以上
三 介護職員	3名以上
四 看護職員	3名以上
五 栄養士	1名以上
六 機能訓練指導員	1名以上
七 医師	1名以上
八 調理師	7名以上

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定数を越え又はその他の職員を置く事が出来る。

(職員の職務分掌)

第 4条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

一 施設長（管理者）

施設の業務を統括する。施設長に事故ある時は、あらかじめ理事長が定めた職員がその職務を代行する。

二 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

三 生活相談員

入所者の入退所、生活指導及び処遇の企画立案、実施に関する事に従事する

四 介護職員

入所者の日常生活の介護、指導及び援助業務に従事する。

五 看護職員

医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

六 機能訓練指導員

入所者の機能回復に必要な訓練及び指導に従事する。

七 介護支援専門員

要介護者又は要支援者からの相談に応じ、その心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整に従事するとともに、入所者の生活指導及び処遇の企画立案、実施に関する業務に従事する。

八 医師

入所者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

九 栄養士

給食管理、入所者の栄養指導に従事する。

十 調理員

栄養士の指示を受けて給食、調理等の業務に従事する。

### 第3章 定 員

(利用定員)

第 5 条 指定短期入所生活介護の定員は 11 名とする。

### 第4章 指定短期入所生活介護の内容及び利用料

(指定短期入所生活介護の内容)

第 6 条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 要援護者の介護者に代わって当該要援護者を一時的に養護する必要がある場合等に当該要援護者を一時的に当短期入所生活介護施設に入所していただき介護を行う。
- 二 入所の期間は原則として 7 日とする。ただし、入所期間の延長が真に止むを得ないものと認める場合には、必要最小限の範囲で延長することができるものとする。

(指定短期入所生活介護の利用料)

第 7 条 指定短期入所生活介護の利用料は介護報酬の告示上の額と同額の利用料とする。

(利用料の受領)

- 第 8 条 法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前二項の支払を受けるほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 一 厚生大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用。
  - 二 送迎に要する費用
  - 三 食材料費
  - 四 理美容代
  - 五 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

## 第 5 章 通常の送迎の実施地域

(送迎の実施地域)

第 9 条 通常送迎を実施する地域は次のとおりとする。

- 一 佐賀市

## 第 6 章 サービス利用に当たっての留意事項

(健康保持)

第 10 条 利用者は努めて健康に留意すること。

(施設利用の際の留意事項)

第 11 条 利用者は指定短期入所生活介護の提供を受ける際に次の事項に留意すること。

- 一 来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出ること。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得ること。
- 二 施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従って使用すること。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償請求をすることがある。
- 三 騒音等他の入所者の迷惑になる行為は慎むこと。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないこと。
- 四 施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動は行わないこと。

## 第7章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

第12条 指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

第13条 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的な居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供する。

2 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助を行う。

(提供拒否の禁止)

第14条 指定短期入所生活介護の利用申込みがされた場合は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第15条 通常の事業の実施地域等を勘察し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等を紹介その他の必要な措置を行う。

(受給資格等の確認)

第16条 指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護の提供を行う。

(要介護認定等の申請等に係る援助)

第17条 指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

(心身の状況の把握)

第18条 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第19条 指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条の各号に該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明及び、居宅介護支援事業者に関する情報の提供、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第20条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供する。

(サービス提供の記録)

第21条 指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記載する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第22条 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合には、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第23条 指定短期入所生活介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、痴呆の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。

2 指定短期入所生活介護を行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

3 指定短期入所生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

4 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限しない。

5 自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(短期入所生活介護計画の作成)

第24条 相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するため

の具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成する。

2 管理者は、短期入所生活介護計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた短期入所生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行う。

3 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。

(介護)

第25条 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

2 一週間に二回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭を行う。

3 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

4 おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつは、随時取り替える。

5 前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。

6 常時一人以上の介護職員を介護に従事させる。

7 利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護の事業所の職員以外の者による介護を受けさせることはできない。

(食事の提供)

第26条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して提供する。

2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂とするものとする。

(機能訓練)

第27条 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第28条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持に努める。

2 医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載するものとする。また、健康手帳を有しない者については、この限りでない。

(相談及び援助)

第29条 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(レクリエーション等)

第30条 楽しい日常生活を送るうえで必要な教養娯楽設備等を備え、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

2 常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(利用者に関する保険者への通知)

第31条 指定短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場

合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

## 第8章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第32条 現指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定める協力医療機関の国立病院機構佐賀病院への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(事故発生時の対応)

第33条 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(感染症対策に関する事項)

第34条 事業所は、事業所において感染症の発生及びまん延の防止を図るため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の発生及びまん延防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知徹底
- (2) 専任の感染症対策担当者を定めるとともに、委員会構成については、責任及び役割分担を明確にする。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための平常時及び発生時の対応を規定した指針の整備。
- (4) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練の定期的な実施。

なお、研修内容については、記録を作成する。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第35条 事業所は、感染症や災害の発生時においても、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するとともに非常時の体制で早期に業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的な実施するものとする。

なお、研修については、実施内容についての記録を作成する。

- 3 事業所は、予め担当者等を定めて業務継続計画を定期的に見直し、必要に

応じて変更する。

## 第9章 非常災害対策

(非常災害対策)

第36条 非常災害に備えて避難、救出その他必要な訓練を年12回実施する。

## 第10章 その他の運営に関する事項

(掲示)

第37条 指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員等の勤務体制その他の利用申込者サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第38条 指定短期入所生活介護事業に従事する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定短期入所生活介護事業に従事した職員であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第39条 居宅介護支援事業者又はその従業員は、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第40条 提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容を配慮して必要な措置を講じるものとする。

2 提供した指定短期入所生活介護に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(衛生管理等)

第41条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止)

第42条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものと

する。

- 一 虐待防止に関する責任者の選定
  - 二 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
  - 三 利用者及び家族からの相談体制の整備
  - 四 その他虐待防止のための必要な措置
- 2 事業所は、居宅サービスの提供中に居宅サービス事業所職員又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者等に通報するものとする。

## 第11章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第43条 指定短期入所生活介護の事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第44条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

## 附 則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

この規定は、平成15年4月1日より施行する。

この規定は、平成17年10月1日より施行する。

この規定は、平成21年4月1日より施行する。

この規定は、平成27年3月31日より施行する。

この規定は、令和3年4月1日より施行する。

この規定は、令和3年11月1日より施行する。

この規定は、令和6年4月1日より施行する。